

追加 6-5

贈与契約と贈与税

2 贈与税

(2) 贈与税が非課税のケース

次のケースではたとえ金品等の贈与が行われても贈与税は課税されません。

贈与税非課税の例

- **法人からの贈与**。法人からの贈与では所得税、住民税の課税対象。**贈与税が課税されるのは個人から個人への贈与のみ**
- **親から子への仕送りや学費の贈与**。ただし、子が贈与を受けた財産で株式投資を行うなど目的外の費消をした場合には課税対象
- 社会通念上相当と認められる範囲の**慶弔祝い金（香典など）**
- 相続または遺贈により財産を取得した者が、被相続人の相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格には算入されず、原則として、相続税の課税価格に算入される。

青字の個所を追記しました。